

2022年12月12日

結婚式総合保険『HappyWedding」の商品改定について (2023年2月1日お申込み分より)

ダブルエー少額短期保険株式会社

平素より当社及び当社保険商品をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年2月1日お申込み分より、結婚式総合保険『HappyWedding」の商品改定を行いますので、ご案内申し上げます。

1. 背景

現行商品の発売(2020年10月)以降、新型コロナウイルス感染者数の急増により保険金支払いが増え続けており、また、円安やウクライナ戦争等に起因する物価高により、挙式披露宴費用 = 結婚式中止費用が上昇傾向にあるなど、保険収支は、悪化傾向にあります。こうした昨今のリスク実態及び経済情勢、更にはこれまでの契約実態を踏まえ、適正な保険収支バランスを確保し、今後も結婚式を迎える新郎新婦様にブライダル総合保険を継続して供給していく観点から、開業以来、初めての保険商品改定を実施します。

2. 主な改定点

(1)プラン保険料の改定 ~全プラン保険料平均では約14.3%の保険料アップになります

現行保険料(2023年1月31日までのお申込み)

ベーシック型		Aプラン	Bプラン	Cプラン
	保険料	50,000円	30,000円	10,000円
ワイド型		WAプラン	WBプラン	WCプラン
	保険料	55,000円	33,000円	11,000円

新保険料(2023年2月1日以降のお申込み)

	ベーシック型		A プラン	Bプラン	Cプラン
>		保険料	53,000円	33,000円	13,000円
	ワイド型		WAプラン	WBプラン	WCプラン
		保険料	61,000円	39,000円	17,000円

- (2) 普通保険約款の一部改定(2023年2月1日お申込以降のご契約が対象)
- a. 第5条(結婚式中止費用保険金を支払う場合)の本文に下記の但し書きを追記します。

「ただし、保険期間の開始日以前に発生していた傷害または疾病を原因として保険期間の開始日から30日以内に次の①から③の事由(①死亡②7日以上の継続入院③結婚式当日に入院中or医師からの待機指示)が発生したことにより結婚式を中止した場合を除きます」

- 解説)これにより、保険開始日から30日以内に、保険開始日以前の病気(持病等)やケガを原因とする逝去や入院(7日以上の継続入院)が発生し、これを事由に結婚式を中止されたとしても結婚式中止費用保険金をお支払いすることができなくなります。なお、保険開始後31日目以降は持病等が支払い事由であってもお支払対象になりますので、できるだけお早目の加入をお勧めいたします。
- < 参考例 > 新郎の父が重い病気を患っており、心配になり11/1にブライダル保険に加入(保険開始日は11/16)、その後、11/26 (保険開始後10日)に闘病の甲斐なく逝去されてしまい、結婚式を中止することになった。
 - ⇒ 上記の場合、補償開始前に生じていたご病気を原因とするご逝去になり、かつ補償開始後、30日以内のご逝去のため、保険金支払いの対象外になります。なお、ご逝去日が12/17(保険開始後31日目)以降の場合には、保険金支払い対象になります。
- b. 第4条 (保険契約の締結期限) の期限表記の変更 (表記のみの変更です)
- 現在)申込人は結婚式開催日の前日から起算して30日前までに、申込手続および保険料の払込みの両方を完了させなければならず~ 改定後)申込人は結婚式開催日から起算して31日前までに、申込手続および保険料の払込みの両方を完了させなければならず~

以上、主な改定点についてご案内申し上げます。不明点やご質問がございましたら、下記のお問合せ先までご照会をお願いいたします。

<お問合せ先>